平成３０年（フ）第５５９号
札幌市豊平区美園９条２丁目２番22号　ブリックス美園105号
債務者　吉田　宣廣
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１７号
青森県三沢市大字犬落瀬字古間木223番地２号、旧住所東京都調布市菊野台２丁目30番地２　ＢＩＳシバサキ203
債務者　新山　祐也
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第２５号
青森県上北郡おいらせ町浜道178番地270　Ｗ760Ｌ
債務者　大高　　雅
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成３０年（フ）第２５号
盛岡市山岸２丁目15番11号　メゾンひまわり201号
債務者　土屋　泰邦
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成３０年（フ）第１５号
山形県酒田市東泉町４丁目11番地の17　セピアガーデン東泉Ａ203号
債務者　狩野亜由美
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成３０年（フ）第３３２号
埼玉県朝霞市岡２丁目２番５号　高橋荘２号室、旧住所東京都新宿区北新宿３丁目２番12号　新宿スカイビル　402
債務者　佐藤　孝志
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第３８７号
さいたま市桜区大字上大久保803番地２　ライフメゾンシミズ２　203
債務者　榊原　秀幸
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４８４号
埼玉県加須市久下３丁目343番地３　ベル・バローロ久下201
債務者　尾台　和紀
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第４９６号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１－６－102
債務者　太田喜美子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５３３号
さいたま市中央区本町東５丁目16番13号　シャーメゾンＳ102
債務者　田中　邦周
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５６５号
埼玉県新座市栄２丁目７番30号　ガーデンフレアＢ106号室、旧住所埼玉県新座市馬場４丁目７番23号
債務者　髙木　久子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第５１号
千葉県匝瑳市飯倉487番地７　雇用促進住宅２号棟103号
債務者　フロリート　レカルド　バイダール
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第５９号
千葉県銚子市本城町４丁目430番地の３　第一新栄マンション303
債務者　福田　裕子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成３０年（フ）第６６号
滋賀県栗東市坊袋175番地１（201号）ハイツＴＤＫ、前住所岐阜県瑞穂市生津外宮東町１丁目82番地２　パークハイツ愛成ウエスト101号
債務者　川渕しずか
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第９９号
大津市逢坂１丁目12番29号
債務者　今井　佳栄
1　決定年月日時　平成30年５月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月２日まで
大津地方裁判所民事部